

親族優先提供に関してお伝えする内容(案)

注：以下の内容は、パブリックコメントでお示している考え方をもとに作成。

1. 「親族優先」とは

- これまでは、臓器提供の意思を表示する際に、移植を受ける側を選ぶことはできませんでした。
- 今後は、臓器提供の意思にあわせて、親族に優先的に提供する意思表示を行うと、親族の方を他の方よりも優先して、移植が行われるようになります。
具体的には、以下の順で移植が行われることになります。
 - ①親族に移植希望登録をされている方がいれば、その方
 - ②親族以外の方
- ただし、親族に優先的に提供する意思表示があっても、以下の場合には、親族への移植が行われません。
 - ①移植希望の登録をしている親族がない場合
 - ②医学的な条件を満たさない場合

2. 意思表示ができる方

15歳以上の方が、臓器提供の意思にあわせて行うことができます。

3. 優先提供の対象となる「親族」の範囲

あなたの配偶者、子ども、父母です。

- ・配偶者(婚姻届を出されている方を指します。いわゆる事実婚の方は含まれません。)
- ・親子(実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を指します。)

4. 意思表示の手順

○ 意思表示を行う手段

① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思登録をする

臓器提供意思登録サイトから、意思登録を簡単な手続きで行うことができます。

登録サイト上で意思登録を行うと、その内容を印刷したカードを郵送しますので、ご署名のうえで、大切にお持ちください。

すでに意思登録カードを所持している方で、親族優先提供の意思表示を追加したい場合は、登録サイト上で登録内容の変更をしてください。新しいカードを郵送します。

パソコン用サイト：<http://www.jotnw.or.jp> モバイル用サイト：<http://www.jotnw.or.jp/m>

② 臓器提供意思表示カードや健康保険証などの意思表示欄に記入する

インターネットに接続されたパソコンをお持ちでないなど、①の方法で意思登録を行うことが難しい場合には、意思表示カードや、健康保険証などの意思表示欄に記入することもできます。

○ 意思表示の方法

登録サイトの場合には、親族以外の方への提供意思をチェックした後に、親族優先に関する留意事項に同意いただいた上で、「親族優先」の項目をチェックしてください。

意思表示カードや保険証の意思表示欄に記入する場合には、親族以外の方への提供意思を記入した後に、余白に「親族優先」と記載してください(個人名も記載できますが、その取扱いについては下記をごらんください)。

○ 意思表示に当たっての留意事項

- ・ 「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」という意思表示はできません。
臓器提供そのものができなくなります
- ・ 優先提供する親族の「指定」や、「順位をつける」ことはできません。
配偶者、子及び父母の個人名を記載することもできますが、その方以外も含めた親族への提供意思と取り扱われます。

5. 注意事項

- ご本人が実際に臓器提供者となられた場合に、親族へ優先的に提供する手続きについては、移植コーディネーターよりご家族に説明いたしますが、移植を受ける方との家族関係を証明する公的証明書による確認が必要となります。
- 親族への優先提供の意思により、提供を受けられる親族の方が2名以上となった場合には、医学的な優先度によって提供順位を決定します。
- 親族への優先提供の意思表示は、1月17日の前にも行うことができますが、1月17日以降に有効となります。